尼崎市不妊治療ペア検査助成事業 Q&A （令和６年３月２１日時点）

Ｑ１ 検査開始日時点では、妻の年齢は４２歳でしたが、何度か検査を受診している間に、４３歳に到達しました。その

後の検査は対象となりますか。

Ａ１ 検査開始日時点で４３歳未満であれば、助成の対象となります。

Q２ 夫婦が別々の医療機関で検査を受けましたが助成の対象となりますか。

A２　助成の対象となります。ただし、医療機関ごとに「尼崎市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書」の発行を

受ける必要があります。

Ｑ３　「尼崎市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書」の発行にかかった費用は助成の対象となりますか。

Ａ３　 助成の対象となりません。

Q４ 尼崎市以外の医療機関で検査を受けましたが助成の対象となりますか。

A４ 　医療機関の指定はないため、国内の医療機関であれば助成の対象となります。

Ｑ５ 　助成の対象となる検査の指定はありますか。

Ａ５ 検査の指定はありません。医師が必要と認める不妊検査であれば助成の対象となります。

ただし、不妊治療または不育症治療の効果を確認するための検査など、治療の一環としておこなわれる検査

は助成対象外です。

Ｑ６　 検査が１日で終了せず、複数回にわたり実施しました。助成の対象となりますか。

Ａ６　 対象となります。助成回数は１組の夫婦につき１回限りですので、検査が複数回にわたる場合はまとめて申請

　　　　　　してください。

Ｑ7 　過去にも不妊検査を受診したことがありますが、今回、再度不妊検査を受診しました。申請できますか。

Ａ7　 過去に、尼崎市または兵庫県内の他自治体から助成を受けていないこと等、要件を満たせば申請可能です。

Ｑ８ 　検査の結果、医師から薬剤を院外処方されましたが、助成の対象になりますか。

Ａ８ 　検査の結果を受け実施した治療や薬剤の院外処方は助成対象外です。

Ｑ9 　一緒に検査を受けましたが、夫（妻）の検査はすべて保険適用でした。助成の対象となりますか。

Ａ9 　夫婦が検査を受けていれば、対象となります。助成額の対象となるのは保険適用外の検査にかかった費用です。

Ｑ10　検査の結果、より高度な検査を行うため転院しましたが、助成の対象となりますか。

Ａ10 対象となります。ただし、転院前の医療機関で実施した検査と転院先の医療機関で実施した検査内容で、重

複するものについては除く場合があります。また、医療機関ごとに「尼崎市不妊治療ペア検査助成事業受診　　等証明書」の発行を受ける必要があります。

Ｑ11 申請書類で必要な書類の発行手数料は、助成の対象となりますか。

Ａ11 助成対象者の要件を証明する住民票、戸籍謄本などの費用は助成対象外です。省略できる書類もありますので、以下の表でご確認ください。

法律上の夫婦であることを証明する書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 夫婦が | 種別 | 証明書類 |
| 同一世帯の場合 |  | ・住民票の写し（夫婦分）（続柄の記載）※「尼崎市不妊治療ペア検査助成事業申請書」の同意書欄へ同意があり、かつ「尼崎市不妊治療ペア検査助成事業世帯調書」の記載がある場合は省略可能 |
| 別世帯の場合 | 夫と妻が日本国籍を有する場合 | ・住民票の写し（尼崎市居住者のもの）・戸籍抄本・謄本（夫婦両方が記載されたもの） |
| 夫または妻のいずれか一方が外国籍を有する場合 | ・住民票の写し（尼崎市居住者のもの）・日本国籍を有する者の戸籍抄本・謄本（夫婦両方が記載されたもの） |
| 夫と妻が外国籍を有する場合 | ・住民票の写し（尼崎市居住者のもの）・婚姻していることを証明する書類（外国語による書類の場合は日本語訳を添付） |

・住民票の写しを戸籍謄本・抄本と合わせて提出する場合は、本籍筆頭者を記載したもの

・発行後**3か月以内**のものを提出

・表中のもの以外に戸籍抄本や戸籍の附表、申立書等を提出していただく場合があります

【申請方法について】

Ｑ12 申請先はどこですか？

Ａ12 尼崎市保健所　健康増進課に提出してください。

（申請書類は尼崎市保健所　健康増進課、南部保健福祉センター　南部地域保健課、北部保健福祉センター

北部地域保健課で配布しています。）

Ｑ13 申請書に不備があった場合、どうなりますか。

Ａ13 申請書類の不備等があった場合や、記載内容に疑義がある場合は電話等でご連絡します。

Ｑ14 助成金の申請は、何回行えますか。

Ａ14 助成金の申請は、夫婦で１回限りです。複数回にわたり検査を行った場合は、最後の検査が終了した後、

まとめて申請してください。